

野田市学校給食センター管理規則及び野田市教育委員会  
及び教育機関公印規則の一部を改正する規則をここに公布  
する。

令和7年12月19日

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

## 野田市教育委員会規則第8号

### 野田市学校給食センター管理規則及び野田市教育委員会及び教育機関公印規則の一部を改正する規則

(野田市学校給食センター管理規則の一部改正)

第1条 野田市学校給食センター管理規則（昭和47年野田市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表野田市関宿学校給食センターの項野田市立関宿南部幼稚園の目を削る。

(野田市教育委員会及び教育機関公印規則の一部改正)

第2条 野田市教育委員会及び教育機関公印規則（昭和49年野田市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

千葉県野田市立関宿南部幼稚園印	方36	古印体	関宿南部幼稚園名で発する文書	関宿南部幼稚園長	1	76の2
千葉県野田市立関宿南部幼稚園長印	方21	古印体	関宿南部幼稚園長名で発する文書	関宿南部幼稚園長	1	76の3

を

」

「

削除	76の2
削除	76の3

に

」

改める。

「 76の2  
別表第2中  
千葉県  
野田市立  
関宿南部  
幼稚園印  
」

「76の2  
削除」

「 76の3  
千葉県  
野田市立  
関宿南部  
幼稚園長印  
」

「76の3  
削除」

#### 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。